



®

令和2年 (2020年) 3月12日(木)

No. 15129 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆近時の均等に係る裁判例(上) (1)

近時の均等に係る裁判例(上)

弁護士法人内田・鯨島法律事務所

弁護士 宅間 仁志

第1 はじめに

最高裁判所が初めて均等論の採用を明言した、ボールスライン事件の最高裁判決(平成10年2月24日判決)から、約20年が経過した。ボールスライン事件の最高裁判決が出された後、最高裁判所はプロパテントに振れるのではないかと騒がれたようであるが、その後の研究によれば、大幅に均等論が適用されるようになったとはいえない。

すなわち、ボールスライン事件最高裁平成10年2月24日判決以後、平成14年7月31日までの下級審判例のうち、「均等論」に言及した判決を取り上げたところ、均等侵害の主張を認めたものが10件(複数の判決及び異なる相違点を重複して数えているので、実質は6件)、認めなかったものが110件とのことであった¹。また、平成18年9月~平成26年3月につき、均等侵害の主張を認めたものが、77件中10件(約



知的財産の戦略強化を図ります®

特許業務法人

岡田国際特許事務所 SINCE 1960

所長 弁理士 服部 光 芳
パートナー補 弁理士 矢代 加奈子
相談役 弁理士 福田 鉄 男
弁理士 加藤 圭 一
弁理士 西脇 真紀子

パートナー 弁理士 佐久間 卓 見
副所長 弁理士 安藤 徹
弁理士 太田 直 矢
弁理士 森山 照 規
米国パテントアトニー ディアマンティス・アレキサンドロス

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)
TEL 名古屋(052)221-6141 FAX(052)221-1239
URL <http://www.okada-patent.gr.jp>